

# 今後の感染拡大に備えた医療提供体制の構築に関する基本的な考え方について（概要）

厚生労働省資料 1

## 【検討の必要性】

新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制については、これまでも、病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、各都道府県において感染の拡大状況に応じた計画的な体制整備を行っているが、

①**感染力の強い変異株の流行**や、②**ワクチン接種の進展に伴う患者像の変化**、③**重症化リスクの高い者が重症化すること**を予防する効果のある**中和抗体薬が使用可能となったこと**等を踏まえ、また、④**今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性**があることを念頭に、今後の体制の構築が必要。

## 【今後の医療提供体制の構築に関する基本的な考え方】

これまでの対応の中で、コロナ病床を確保する際に、その分、一般医療を制限せざるを得ないという状況をそれぞれの地域で経験

長期にわたるコロナとの戦いにおいては、コロナ医療と一般医療との両立を図ることが重要

### （ポイント）

- ◆ **病床確保**に加え、**臨時の医療施設や入院待機施設**といった病床を補完する機能についても整備すること
- ◆ 感染拡大時における**地域全体での医療提供体制の在り方**や、コロナ患者に**病状に応じてどのような場で療養していただくか**について、あらかじめ整理しておくこと
- ◆ 感染拡大時に増えざるを得ない**自宅・宿泊療養者の健康管理・医療支援・急変時対応の体制**を強化すること
- ◆ 重症化リスクの高い者に対し適切に**中和抗体薬を使用する仕組み**を整備すること
- ◆ これらの仕組みを機能させるために、**必要な医療人材の確保や配置転換を行う仕組み**をあらかじめ構築しておくこと

各都道府県において、これまでの対応における経験も踏まえつつ、医療提供体制がひっ迫した際の対応について、**あらかじめ可能な限り具体的に準備を進めることが重要。**

国においても、各都道府県の検討状況・課題を具体的に伺いながら、**検討過程から最大限の助言・支援等**を行っていく。

※病床・宿泊療養施設確保計画の見直しに関する具体的な作業について、追って都道府県宛に通知予定。